

議案第 9 号

瑞穂町敬老金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 8 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

敬老金の贈呈方法を変更するため、条例を改正する必要がある
ので、本案を提出する。

瑞穂町敬老金条例の一部を改正する条例

瑞穂町敬老金条例（昭和 4 5 年条例第 5 号）の一部を次のように
改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

- 2 敬老金は、現金をもって贈呈する。ただし、町長が必要と認め
る場合は、敬老金に相当する額の物品を贈呈することができる。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町敬老金条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 略 (敬老金の額等)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 敬老金は、現金をもって贈呈する。ただし、町長が必要と認める場合は、敬老金に相当する額の物品を贈呈することができる。</u></p> <p>第4条及び第5条 略</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条及び第2条 略 (敬老金の額等)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 敬老金は、前項に規定する額を上限とする商品券をもって贈呈する。ただし、前条第3項の規定に該当する者については、現金をもって贈呈する。</u></p> <p>第4条及び第5条 略</p>